

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
(職員配置の基準等) 第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) <u>栄養士若しくは管理栄養士又は調理員</u> 1以上 (4)～(6) 省略 2～4 省略	(職員配置の基準等) 第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) <u>栄養士又は調理員</u> 1以上 (4)～(6) 省略 2～4 省略

前橋市学校給食共同調理場設置条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
(職員) 第3条 共同調理場に場長、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> その他必要な職員を置く。	(職員) 第3条 共同調理場に場長、 <u>栄養士</u> その他必要な職員を置く。

前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第3条関係)

改 正 案	現 行
(職員の配置の基準) 第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 省略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 省略 2 省略 (職員の配置の基準) 第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 省略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 省略 2 省略	(職員の配置の基準) 第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 省略 (6) <u>栄養士</u> (7) 省略 2 省略 (職員の配置の基準) 第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 省略 (6) <u>栄養士</u> (7) 省略 2 省略

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第4条関係)

改 正 案	現 行
(保育所の設備の基準の特例) 第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、	(保育所の設備の基準の特例) 第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、

当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) 省略 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、<u>市等の栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 省略 2 省略	当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) 省略 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、<u>市の栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 省略 2 省略
--	---

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表
(第5条関係)

改 正 案	現 行
(施設設備) 第5条 省略 2～6 省略 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。 (1) 省略 (2) 当該認定こども園<u>又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 省略 8～10 省略	(施設設備) 第5条 省略 2～6 省略 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。 (1) 省略 (2) 当該認定こども園<u>若しくは他の施設、保健所又は市に配置されている栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>必要な配慮</u>が行われること。 (3)～(5) 省略 8～10 省略

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第6条関係)

改 正 案	現 行
(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方	(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方

法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 省略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 省略 2 省略	法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 省略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 省略 2 省略
--	--

前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第7条関係)

改 正 案	現 行
(職員の配置の基準) 第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 省略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (7) 省略 2～11 省略 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)	(職員の配置の基準) 第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 省略 (6) <u>栄養士</u> 1以上 (7) 省略 2～11 省略 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(5) 省略

(5) 省略

前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
(職員の配置の基準) 第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)～(7) 省略 2～7 省略 (職員の配置の基準) 第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)～(7) 省略 2～8 省略 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)	(職員の配置の基準) 第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)～(7) 省略 2～7 省略 (職員の配置の基準) 第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)～(7) 省略 2～8 省略 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(5) 省略 10～11 省略 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第47号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 省略	(5) 省略 10～11 省略 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第47号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 省略
---	---

前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第9条関係)

改 正 案	現 行
(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略 2～9 省略 10 第1項第4号の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>及び同	(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略 2～9 省略 10 第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の事務員

項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 省略 附 則 第1条～第5条 省略 (軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第5号の<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)～(8) 省略 2～8 省略 9 第1項第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。 10～11 省略 第7条～第11条 省略	のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 省略 附 則 第1条～第5条 省略 (軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第5号の<u>栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)～(8) 省略 2～8 省略 9 第1項第5号の<u>栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。 10～11 省略 第7条～第11条 省略
---	---

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第10条関係)

改 正 案	現 行
(食事) 第88条 省略 2～3 省略 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第88条 省略 2～3 省略 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第11条関係)

改 正 案	現 行
(食事) 第38条 省略 2～4 省略 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健	(食事) 第38条 省略 2～4 省略 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受

所等の指導を受けるよう努めなければならない。	けるよう努めなければならない。
------------------------	-----------------

前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第12条関係)

改 正 案	現 行
(食事) 第45条 省略 2～3 省略 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第45条 省略 2～3 省略 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第13条関係)

改 正 案	現 行
(食事) 第30条 省略 2～4 省略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第30条 省略 2～4 省略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第14条関係)

改 正 案	現 行
(従業者の員数) 第6条 省略 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるもの)に限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)～(5) 省略 2～6 省略 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3	(従業者の員数) 第6条 省略 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるもの)に限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)～(5) 省略 2～6 省略 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3

号の栄養士又は管理栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8～9 省略	号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8～9 省略
---	--

前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第15条関係)

改 正 案	現 行
(従業者の員数) 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略 2～8 省略 (従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおり	(従業者の員数) 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)～(6) 省略 2～8 省略 (従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおり

とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療

とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要と

所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 省略 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 省略	される数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 省略 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 省略
--	--

前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第16条関係)

改 正 案	現 行
(従業者の員数) 第153条 省略 2～12 省略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 省略	(従業者の員数) 第153条 省略 2～12 省略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 省略

前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表(第17条関係)

改 正 案	現 行
(従業者の員数) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節	(従業者の員数) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節

から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。))が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 省略

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)～(6) 省略

2～8 省略

(従業者の員数)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」

から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。))が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 省略

(4) 栄養士 1以上

(5)～(6) 省略

2～8 省略

(従業者の員数)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 栄養士 1以上

(4)～(5) 省略

2～5 省略

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」

という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 省略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 省略

という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 省略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 省略

